

陳情番号	陳情第18号	受理日	29.2.24
件名	西宮市として平成28年4月1日付で閣議決定された犯罪被害者基本法第161号及び西宮市犯罪被害者支援条例を遵守して解決を求める。(陳情)		
陳情者	住所 西宮市河原町 氏名(団体名) 中筋 一彦		

陳情の趣旨

1. これまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等の施策を閣議決定により平成28年4月1日付で国家公安委員会(警察庁)に移管され警察庁次長が全国の都道府県警察本部に「依命通達」した犯罪被害者等基本法第161号(資料:1-1)・犯罪被害者等施策に関する基礎資料(資料:1-2)・第3次犯罪被害者等基本計画「平成28年4月1日閣議決定」(資料:1-3)と西宮市(執行機関)が提案し西宮市議会が議決を与えて、平成28年4月1日付で制定された西宮市犯罪被害者等支援条例(資料:2)に基づき長年、西宮市が占有している陳情者(犯罪被害者)の所有地(西宮市名塩字士林2198-1・499㎡の持分2/5)を速やかに返還する事を求める。

犯罪被害者等基本法第161号の各条文の定義を「資料:1-2」に記載。

(目的)

第一条

この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図る事を目的とする。

(定義)

第二条の3

この法律において、「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与する事ができるようするための施策をいう。

(基本理念)

第三条

すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有す。

2. 犯罪被害者等の施策は、被害者の状況及び原因、犯罪被害者が置かれている状況その他事の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
3. 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第3次犯罪被害者等基本計画「平成28年4月1日・閣議決定」(資料：1-3)

I 第3次基本計画の策定方針。

なお、第3次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ったこととなった犯罪等の種別、故意犯、過失犯の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪を受けた場所その他による限定を一切していない。

当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれって適切に設定され、判断されるべきものである。

II 基本方針・4つの基本方針。

- 1 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- 2 個々の事情に応じて適切に行われること。
- 3 途切れることなく行われること。
- 4 国民の総意を形成しながら展開されること。

III 重点課題・5つの課題。

- 1 損害回復・経済支援等への取組。
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組。
- 3 刑事手続への関与拡充への取組。
- 4 支援のための体制整備への取組。
- 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組。

IV 推進体制・基本法により求められる事項。

- 1 国の行政機関相互の連携・協力。
- 2 地方公共団体との連携・協力。
- 3 その他様々な関係機関・関係者との連携・協力。
- 4 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映。
- 5 施策策定過程の透明性の確保。
- 6 施策の実施状況の検証・評価・監視等。
- 7 フォローアップの実施。

8 犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）の見直し。

以下・・・は上記についての解説。

○ 平成13年3月12日 総務常任委員会記録（資料：3-1）

山根総務局長は「税は、場所がどこにあるかということに関係なく、一応登記簿上あるということで、課税台帳主義に基づいて課税をして徴収しておりますので、西宮市の所有地の中にないとしても、ほかのどこにあるということであれば、それは返還する必要がございませんので、今回訴訟をしようとしている案件の決着によって、そのいかんによって返すことになるということには直接にはつながらないこととなります。都市公団は、西宮市に売ったところには含まれていないといういいかたをしております。この区域外にあるかもしれないという言い方でございますので、税金をかけているということは、ここで負ける勝に関係なく、別の問題として処理をしなければならぬ問題になってまいります。」と答弁をしています。

・ 訴訟終結後は別問題として処理しなくてはならないとの答弁であります。

○ 平成12年7月14日 塩瀬センター用地について・会議録

八木米太郎議員は「購入時は瑕疵がなかった、しかし、途中で市民からクレームがあれば瑕疵ある物件である。」と質問。

鎌田助役「いわれるとうり、当初買収には、問題がなかったが、その後瑕疵があるとの指摘を受けて公団に言っている。」と陳情者夫婦の前で回答しました。

○ 平成12年10月3日 塩瀬センター土地問題・会議録。

八木議員が「公団を訴えることができるのか。」との質問。

山本行政部長「普通は所有権確認で訴えますが、瑕疵担保請求で訴えることも可能です。」と回答。

○ 陳情者を議決のない所有権確認請求で訴え虚偽の証拠と提出しその上、元、総務局長が偽証をして勝訴判決を得た「訴訟詐欺事件」であります。

八木議員は「政治決着だと言っている。行政のトップが、どのように解釈するかを決めることだ、市長がだれになろうと、市として責任を取らざるえない。」と言っている。

○ 平成12年10月10日 塩瀬センターの件・会議録。

八木議員は「こちらに夢を持たせて、何とかなると思わせるのはイカン、具体的に駐車場のどの場所か示してもらいたい。」と発言。

○ 西宮市は平成12年8月18日付で塩瀬センター駐車場内であると場所を決めた。西宮市が平成12年9月6日付の陳情書に添付し市議会に提出しています。

- 西宮市が陳情者（所有者）に対して司法での解決についてお願いに上がった。
平成12年12月に進木伸次郎（当時、企画財政局長）と福島勇三（当時、管財課長・総合窓口責任者）が陳情者（犯罪被害者）の所有地（西宮市名塩字士林2198-1499㎡の持分2/5）の解決案として陳情者に「仮に裁判で西宮市が勝ったとしても、2198-1の公図が残り、そのことも中筋さんたちと話し合いをし、法務局に行き地図訂正をし、この問題が二度と浮上しないため、そこまでの裁判との趣旨で臨んだのです。この事を福島勇三は顧問弁護士である米田宏己氏と打ち合わせをした時、言ってあり後に会議をしたので西宮市の関係者は皆知っていることです。」と言って来て八木米太朗議員の前で陳情者に裁判で解決する事について同意させました。市民の声 NO、086号（資料：3-2）
- 裁判で解決させて欲しいと言って来た西宮市と顧問弁護士が虚偽の証拠を提出し、その上、前、総務局長に偽証をさせ裁判所を欺罔して勝訴したものであります。西宮市は訴訟（詐欺）の後に陳情者と約束した「法務局に行き地図訂正」をせず、陳情者の所有地（西宮市塩瀬町名塩字士林2198-1・499㎡の持分2/5）に対して解決しない上、「不法領得し悪意の占有」を続けているのであります。
これらの経緯については平成22年2月20日付の市民の声NO、086号（資料：3-2）福島勇三（当時、管財課長・総合窓口責任者）の回答書に亀井健（当時、総務局長）が決裁しており、八木米太朗、議長は全て把握しています。今村岳司は「裁判で終結済みです。」と市民の声NO、126号・136号・008号で虚偽の回答をしましたが、八木米太朗は「解決していません。」と言ひ。総務常任委員会で質問した元、市会議員の森池豊武は「中筋さんの土地の件は解決していません。」と情報公開室職員5名の前で言いました。
- 執行部と西宮市議会の見解が違う事は考えられません。
- 詐欺によって得た判決は「取消」と行政法の書物に記載されており、又西宮市執行部は議決権がないにも拘わらず、訴訟提起した行為の判決は「無効」であると行政法の書物に記載されており西宮市は承知している筈です。
更に、掛田紀夫（副市長）は「追訴する時には市議会の議決がいりません。」と虚偽の回答をし、松永博（副市長）は「不動産不存在確認請求と所有権確認請求は同じです。」と組織で虚偽の回答をする事自体は全国の自治体で聞いた事がありません。
- 市長・両副市長は刑法第156条の有印虚偽公文書作成・同行使罪に該当します。
- 平成15年9月17日第2回・西宮市議会的一般質問会議録（資料：4-1）
安富保が「事件名を所有権不存在確認請求事件とし、・・不動産不存在確認請求事件として裁判所に訴状を提出いたしました。」と答弁。

八木議員が「不動産の所有権と不存在確認とが全く同じ言うことですか、教えて頂きたい。」と質問。

八木議員が「この訴訟では、結果にかかわらず、言いかえれば。勝っても負けても裁判所が公図を訂正してくれるわけではないのですから、問題解決にならず、公図はもとのままです。地目をころころ変えて税金を徴収していた問題も、何の解決もつかず、残ったままです。当局にはそうした認識がありますか、お尋ねいたします。加えて、あるとしたなら、どんな方法でそれらを解決しようと考えているのか。御聞かせ下さい。」と質問。

安富保は「相手方の土地につきましては、現状のままの状態、でございますし、公図上もそのままの状態です。」と答弁。

八木議員が「このまま続けていても多分平行線のままだと思いますけれども、裁判所が一審判決の中ではっきり言っているということを指摘しておきます。不存在の請求が通ったとしても所有権の確認にはなりませんよということをはっきり言ってるじゃないですか。私は問題解決が目的ですから、論争することが目的じゃありませんので、これ以上の論争はここではいたしませんけれども、認識の違いや見解の相違、これはまた別の機会にじっくりと議論したいと思います。大きい問題ですから、それだけは言っときたたいとおもいます。」と言い質問を終えた。

○ 西宮市は市民の財産の重大な問題を18年以上解決していません。

○ 平成13年10月18日「所有権確認」の追訴に対する市議会の議決証明は「不存在」である。(資料：4-2)

・地方自治法第96条第1項第12号の「議決事件」の違反行為であります。

平成22年10月6日付兵庫県市町振興課長から西宮市総務局長への事務連絡(資料：4-3)は「当時者として説明を果たす観点から対応するよう依頼します。」との事ですが陳情者(犯罪被害者)に対して今だ、説明もなく放置しています。

平成28年1月12日AM11:50頃、偶然に県庁2号館1階で井戸敏三知事と出くわした際、井戸知事が「訴えられた時は議決がありませんが。訴える時は議決があります。西宮市は無効の事をしていて、勧告以前の問題です。」と言ってくれた事件であり、事実については兵庫県の秘書課・人事課・文書課に記録があります。

陳情者(犯罪被害者)が犯罪被害等基本法に基づいて相談した関係団体の文書。
兵庫県企画県民部地域安全課・犯罪被害者ハンドブック(兵庫県域版)「資料5-1」

○ 平成27年5月13日付兵庫県健康福祉部生活支援課長から西宮市福祉事務所長への事務連絡。(資料：5-2)

- 平成28年9月23日付 市民の声 NO、067号 (資料: 5 - 3)
- 平成28年10月13日付 今村岳司、市長から西宮警察署長 事務連絡
・西宮市犯罪被害者等支援条例に基づく告訴の手續。(資料: 5 - 4)
- 平成28年12月1日付 兵庫県企画県民部地域安全課長から兵庫県公安委員会への
事務連絡 (資料: 5 - 5) ・「資料: 5 - 4」の事務連絡の案件であります。
- 平成28年12月19日付 兵庫県健康福祉部生活支援課 申立書 (資料: 5 - 6)
- 平成28年12月1日付 神戸地方検察庁・被害者支援員室 上申書
犯罪被害者の土地の業務上横領事件について。(資料: 6 - 1)
中筋氏は「閣議決定された161号の法律の基本理念に基づいて解決していない土地の事件は以前、不起訴であったところで、西宮市から土地が返還されていない事が中筋さんの被害であると思う。前回と同じ事実であれば犯罪被害者の法律をもって告訴しても「不起訴」になるかもわからない。しかし、161号の基本理念と新しい事実として、上甲子園小学校の件 (資料: 6 - 2) あれば良い。」と言ってくれました。又、「行政機関の西宮市が駐車場の中に存在すると決め、市議会も承知している中筋さん名義の土地を返還しない事が不思議です。」との見解であります。

中筋の所有地 (西宮市塩瀬町名塩字士林2198-1・499㎡の持分2/5) は権利書 (資料: 6 - 3) があり、法務局の登記簿 (資料: 6 - 4) に記載されており、西宮市の課税台帳 (資料: 6 - 5) ・名寄帳 (資料: 6 - 6) にも記載され存在しており、西宮市の名義に成っておりません。

西宮市が司法での解決については平成12年12月頃に進木伸次郎企画局長と福島勇三管財課長が「仮に裁判で西宮市が勝ったとしても、2198-1の公図が残り、そのことも中筋さんたちと話し合いをし、法務局に行き地図訂正をし、この問題が二度と浮上しないため、そこまでの裁判との趣旨で臨んだのです。この事を福島勇三は顧問弁護士である米田宏己氏と打ち合わせをした時、言ってあり後に会議をしたので西宮市の関係者は皆知っていることです。」と八木議員の前で言って来て原告を裁判に同意させました。

西宮市は訴訟 (詐欺) の後に、中筋と約束した中筋の所有地 (西宮市塩瀬町名塩字士林2198-1・499㎡の持分2/5) に対して「法務局に行き地図訂正」を実行せず、不法領得して悪意の占有を続けているのであります。

- 告訴に対して西宮警察署の見解「判決が生きている。」について。
行政行為のも無効と取消を、どのような基準で区別すれば良いのか。
学説は、重大説、重大かつ明白説、明白性補充要件説、多元説等さまざまです。
判例・通説はその中で重大かつ明白説をとっています。
行政行為が、法律が定める重要な要件に違反し、しかもそのことが誰の目から見てもうたがう余地のないほど明白であれば、あえて権限のある国家機関の判断を待つまでもなく、通常人の判断でその行政行為の公定力を否定し、無効と認めても問題は生じない。

無効原因・取消原因の具体例。

イ 主体に関する瑕疵

無効原因

権限のない行政庁の行為は無効です。

西宮市は（所有権確認）の訴えを市議会の議決を受けず追訴した。

ただし、無資格者が公務員に選任されて外観上公務員として行った行為は有効となる場合があります。 「事実上の公務員の理論」

地方自治法第2条〔地方公共団体の法人格、事務範囲、自治行政の基本原則〕

- ① 地方公共団体は法人とする。
- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律またはこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ④ 市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。
- ⑯ 地方公共団体は法令に違反して、その事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反して、その事務を処理してはならない。
- ⑰ 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする。

取消原因

詐欺・脅迫・賄賂・その他不正行為に基づいて行政庁が行った行為は無効ではなく、取消にとどまります。

ここで注意しなければならないのは、錯誤による行政行為です。錯誤は民法で習ったように意思の欠缺といわれるもので表示に対応した真意がない場合です。

行政行為については、それが客観的に法律に反しているかどうかの問題であって、行政庁の真意というものは二の次です。

つまり、行政庁の勘違いでも、それが客観的に法律に反したものでない以上、内

容に瑕疵がなければ原則として有効です。

ロ 取消と撤回・取消と撤回の定義を確認します。

取消：行政庁が当初から違法または不当であったと判明した場合にそのことを理由に処分庁や監督庁が、その効力をはじめからなかったことにする旨の意思表示をすること。

撤回：瑕疵なく成立した行政行為の効力を以後の事情の変化により、これ以上維持することが妥当でないと判断して、処分庁が将来に向かってその効力を失効させる意思表示をすること。

ハ 取消・撤回自由の原則とその制限。

かつて、違法・不当な瑕疵ある行政行為は、法治行政の原則に反するので、処分庁は、これを取り消す権限と責任を持ち「取消自由の原則」瑕疵のない行政行為であっても、その維持が公益上不適当である場合には、処分庁は、公益の管理者として撤回しうる「撤回自由の原則」と考えられてきました。

しかし、行政行為の取消・撤回が、国民にプラスの作用になることもあればマイナス作用になることもあります。そのような考慮なしに「取消・撤回の自由の原則」を無制限に認めることは、行政行為の相手方たる国民の法的地位を不安定にし、行政上の法律関係における国民の信頼を裏切る事にもなりかねません。

そこで、すべての行政行為について「取消・撤回の自由の原則」と片付けてしまうのではなく、行政行為の性質に合わせた検討するようになりました。

○ 利益衡量

裁判などの法的判断を行うに際し、当事者間の相対立する利益を比較考慮して、より大きな利益をもたらすと考えられる結論を出すこと。

被疑者（西宮市も含む）らの犯罪行為は下記の「刑の変更」による「詐欺」から継続している現在の罪責は「業務上横領」に該当するものであります。

○ 刑法第6条 刑の変更

刑法第6条にいう「犯罪後」とは、構成要件に該当する行為の時を基準として、その後という意味であり、継続犯の場合その行為の終了時の法律を適用すべきか。継続犯の場合は、その行為の終了時の法律を適用すべきである。

捜査の心構え（この規則の目的）

第1条 この規則は、警察官が犯罪の捜査を行うに当って守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(捜査の基本)

第2条 捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもって迅速適確に行わなければならない。

- 2 捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。

(法令等の厳守)

第3条 捜査を行うに当たっては、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「刑訴法」という。）その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

(合理捜査)

第4条 捜査を行うに当たっては、証拠によって事案を明らかにしなければならない。

- 2 捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない。

(総合捜査)

第5条 捜査を行うに当たっては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。

(着実な捜査)

第6条 捜査は、安易に成果を求めることなく、犯罪の規模、方法その他諸般の状況を冷静周密に判断し、着実に行わなければならない。

○ 議案第585号「土地所有権移転登記手続請求事件」（資料：6-2）

理由：西宮市上甲子園小学校の敷地の一部である本件各土地については、西宮市が所有する土地であるにもかかわらず、登記簿上の所有名義が第3者名義になっているため、同人の相続人等である相手方らに対して、同土地の所有権移転登記手続を行うよう求めるものである。

○ 平成29年1月5日付 兵庫県企画県民部地域安全課長 上申書（資料：6-7）

○ 平成29年1月5日付 兵庫県公安委員会 意見書（資料：6-8）

○ 平成29年1月19日付 市民の声 NO.118号（資料：7-1）

○ 平成29年1月23日付 兵庫県企画県民部地域安全課長から西宮市への事務連絡

(資料：7-2)

西宮市長・関係職員と西宮市議会議員は憲法第99条で「憲法尊重擁護の義務」と定められているにも拘らず、陳情者(犯罪被害者)の財産「土地・住宅」に関して解決を放置して、その上、憲法第29条の「財産権」を遵守せず、違法行為をもって侵害して約18年間、陳情者の所有地(西宮市名塩字士林2198-1499㎡の持分2/5)に対して西宮市は民法第177条の「第三者」-実質的無権利者である事を承知で、又刑法第253条の「業務上横領罪」に該当する行為をしたまま放置しているのであります。

上甲子園小学校に他人地が発覚した事に対し西宮市と西宮市議会は解決の為、議案第585号「土地所有権移転登記手続請求事件」として神戸地方裁判所尼崎支部において提訴しています。(資料：6-2)

理由：西宮市上甲子園小学校の敷地の一部である本件各土地については、西宮市が所有する土地であるにもかかわらず、登記簿上の所有名義が第三者名義になっているため、同人の相続人等である相手方らに対して、同土地の所有権移転登記手続(資料：6-8)を行うよう求めるものである。

陳情者の所有地(西宮市名塩字士林2198-1・499㎡の持分2/5)が存在するから法務局の登記簿に記載されており、現在も西宮市の課税台帳・名寄帳にも記載されて西宮市の名義に成っておりません。

- 2 住宅訴訟で西宮市の代理人は陳情者が控訴審で勝訴(この時点で陳情者は生活受給者)したが、西宮市は上告審で①滞納家賃が300万以上ある。②虚偽の文書を提出して裁判所を欺罔(土地の訴訟と同様)して勝訴判決を出させたものであります。勝訴した事によって陳情者家族の住居(西宮市中殿町2-1-1203)に対して西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱の・第16条「生活保護者に対して免除及び放棄」で住宅明渡し訴訟はできないと定められているにも拘わらず、西宮市の規則を破り、その場限りで物を言う今村岳司市長が陳情者家族の住居(西宮市中殿町2-1-1203)を強制執行したものであります。

西宮市犯罪被害者等支援条例第9条「住居の安定」

市は、犯罪被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった市民又はその遺族のうち規則で定める者の住居の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を行うものとする。

西宮市は陳情者(犯罪被害者)に対して西宮市犯罪被害者等支援条例第9条「住居の安定」に基づき、元の市営住宅に居住させる事を求める。

- 平成27年5月13日付 兵庫県健康福祉部生活支援課長から西宮市福祉事務所長への事務連絡 (資料: 5 - 2)
- 平成28年10月13日付 今村岳司市長から西宮警察署長 事務連絡 (資料: 5 - 4)
- 平成28年12月19日付 兵庫県健康福祉部生活支援課 上申書 (資料: 5 - 6)
- 平成29年1月19日付 市民の声 NO、118号 (資料: 7 - 1)
- 平成29年・1月23日付 兵庫県企画県民部地域安全課長から西宮市への事務連絡 (資料: 7 - 2)
- 平成29年1月11日付 懲戒異議申出書 (資料: 8 - 1)
- 平成29年1月17日付 審査開始通知書・日本弁護士連合会 (資料: 8 - 2)
- 塩瀬センター問題に関する書類・公文書の証拠 (資料: 9)
- 兵庫県企画総務部・法制、文書課からの議決についての逐条解説等。(資料: 11)

陳情項目

- 1 憲法第99条・憲法擁護の義務「裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と定められているので西宮市長・公務員特別職・西宮職員・西宮市議会議員は憲法第16条・請願権・憲法第29条・財産権「財産権は、これを侵してはならない。」との憲法を遵守する事。
- 2 西宮市長・公務員特別職・西宮職員・西宮市議会議員は地方自治法第2条は基より平成28年4月1日付で閣議決定されて国家公安委員会(警察庁)に移管され警察庁次長が全国の都道府県警察本部に「依命通達」した犯罪被害者等基本法第161号と犯罪被害者等施策に関する基礎資料・第3次犯罪被害者等基本計画「平成28年4月1日閣議決定」及び西宮市(執行機関)が提案し西宮市議会が議決を与えて、平成28年4月1日付で制定された西宮市犯罪被害者等支援条例を遵守し陳情の審議をする事。

「市民の財産を守る責務を有する。」法律の基本を解釈できない西宮市長と西宮市議会議員の方々は「資料：1 - 1～13」を精査・熟読して、閣議決定された犯罪被害者等基本法第161号は基より西宮市犯罪被害者等支援条例・地方自治法・民法・刑法と照合した上、西宮市民の代表者である西宮市議会議員は議決権の濫用（公務員職権濫用）を改め、西宮市議会規則を遵守して陳情の採決を願う。